平成２５年（フ）第２０７号
函館市大森町７番11号
債務者　杉林　　薫
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１０２号
山形市東青田３丁目８番15号
債務者　荒井　　広
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１２号
山形県東根市温泉町３丁目４番２－２－112号　レジデンス温泉町
債務者　矢萩　幸信
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１８号
山形県寒河江市大字島字島北27番地の４　佐藤アパート105、前住所山形県寒河江市小沼町133番地の１　レオパレスアルテⅡ205
債務者　渡辺セイ子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２６号
山形市大字下宝沢2061番地36
債務者　今野　　弘
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７号
山形市大字下宝沢2061番地36
債務者　今野　信子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
島根県出雲市今市町北本町４丁目３番地12　コーポメロディー101
債務者　大友　　剛
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１３６号
岡山県倉敷市日ノ出町２丁目７番９号
債務者　田邉　昌子（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
三重県伊勢市勢田町445番地８　岡電荘８号室、前住所三重県伊勢市勢田町458番地２
債務者　山本　照美
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
松江市奥谷町108番地２
債務者　山本　隆志
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６０号
埼玉県三郷市谷中413番地　グランアベニューⅠ209
債務者　佐々木美幸
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目147番地７
債務者　照屋美佐緒（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６７９号
札幌市中央区北２条西25丁目１番６－301号
債務者　土田　　治
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８６号
札幌市白石区平和通２丁目北９番３－206号
債務者　稲場　和幸
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４６号
北海道千歳市北陽３丁目５番１－204号　サンコーポラスおさつ２号棟
債務者　関川美喜子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０９号
札幌市豊平区平岸４条６丁目１番11－406号
債務者　吉井　雄次
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６４号
札幌市清田区平岡２条２丁目１番32号　渡邊方
債務者　二杉　照美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部